

ハートフルホームあけの高尾
ヘルパーステーション
重要事項説明書

ハートフルホームあけの高尾ヘルパーステーション

指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）重要事項説明書

当事業所は、ご利用者の皆様に対して指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス（以下「サービス」という。）を提供いたします。サービスの提供に当たって、ご利用者の皆様に対して、当事業所の概要やご利用にあたってご留意をいただきたい重要事項について次のとおり説明いたします。

1. 事業者

- ・法人名 医療法人 秀明会
- ・所在地 大分市下郡山の手2番18号
- ・電話 097-569-8860
- ・FAX 097-568-1991
- ・代表者名 理事長 大角 崇史
- ・設立 平成 11年 10月 1日設立

2. 事業所の概要

- ・事業所の名称 ハートフルホームあけの高尾 ヘルパーステーション
- ・事業所の所在地 大分県大分市明野高尾2丁目19番3号
- ・電話番号 097-576-7890
- ・FAX 097-551-0683
- ・サービスの種類 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）
- ・指定年月日 2022年4月18日
- ・指定有効期間 2022年4月18日から 2028年4月17日まで
- ・介護保険事業所番号 4470111644
- ・事業所管理者 宮成 健二
- ・事業の目的 要介護状態又は要支援状態にある在宅の高齢者が、残存機能を可能な限り維持しながら日常生活を営むために、必要なサービスを提供することを目的とする。
- ・運営方針 利用者の方々の要介護等の心身の特性をふまえつつ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護をはじめとする身体介護、掃除、洗濯、買い物などの生活援助による在宅生活全般にわたる援助を行う。
- ・事業所が併設している他のサービス事業
大分市へ届出済みの下記の事業所を開設しております。
 - ・有料老人ホーム ハートフルホームあけの高尾

3. 事業実施

- ・ 地 域 大分市内一円
- ・ 営 業 日 日曜から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までです。
ただし、緊急時は常時対応可能な体制を確立しております。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用いただくためにサービスを提供する体制として

管理者（施設管理者兼務）	1 名
サービス提供責任者	3 名
訪問介護員	2.5 名以上

を配置しております。

5. 提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについては

- （1）介護保険から給付される場合
- （2）介護保険から給付対象外となり利用される方が利用料金の全額を負担していただく場合の二つの利用方法があります。

（1）介護保険の給付対象となるサービスについて

次のサービスについては介護保険の給付対象となります。通常サービス利用料金の 1 割（一定以上の所得者の場合は 2 割又は 3 割）が利用される方の自己負担となります。詳しくはサービス提供責任者にお尋ね下さい。

① 身体介護

入 浴・・・入浴の介助又は清拭
排 泄・・・排泄の介助又はおむつの交換
食 事・・・食事の介助
体位変換・・・体位の変換と褥瘡予防の措置
通院介助・・・通院の際の介助
などの身体介護を行います。

② 生活援助

調 理・・・サービス利用者の食事の用意（国及び市の指導により家族分の調理は行えないことになっております。）
洗 濯・・・サービス利用者の衣類等の洗濯（国及び市の指導により家族分は含まれないことになっております。）
買 い 物・・・サービス利用者の日常生活に必要となる品物の買い物（預金、貯金の取り扱いのご依頼には応じられません。）

(サービス利用料金)

＜Ⅰ 訪問介護対象者＞（要介護 1～5）

サービス利用料金は、身体介護、生活援助の二つに区分毎にそれぞれサービスに要した時間による区分と組み合わせてサービス利用料金額が決められております。また、サービスを利用する所要時間についても国の方針として決められた標準的な所要時間となっております。

以上のことをふまえての平常のサービス時間帯における利用料金は次のとおりであります。

特定事業所加算Ⅱを含む

	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	1,790 円	179 円	355 円	534 円
20 分以上 30 分未満	2,630 円	263 円	526 円	789 円
30 分以上 60 分未満	4,260 円	426 円	852 円	1,278 円
60 分以上（※1）	6,240 円	624 円	1,248 円	1,872 円

※1 30 分増すごと 820 円追加（1 割負担 82 円、2 割負担 164 円、3 割負担 328 円）

生活援助	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分以上 45 分未満	1,970 円	197 円	394 円	591 円
45 分以上	2,420 円	242 円	484 円	726 円

① 加算料金 1 割負担の場合

- ・ 緊急訪問介護加算 100 円
- ・ 初回加算 200 円
- ・ 特定事業所加算 Ⅱ 利用料の 10%
- ・ 訪問介護処遇改善加算 Ⅱ（ロ） 利用料の 26.6%

※同一建物に居住する利用者については利用料の 12%減算

注 1. 生活援助には 20 分未満の時間設定はありません。

注 2. 平常の時間帯以外の時間帯では、割増利用料となります。なお、割増利用料の時間帯でのサービス利用がありましてもそれが介護保険の介護度別の支給限度額の範囲内であれば保険給付対象となります。

- ・ 夜間（午後 6 時～午後 10 時） 25%増
- ・ 早朝（午前 6 時～午前 8 時） 25%増
- ・ 深夜（午後 10 時～午前 6 時） 50%増

- 注 3. 2 人の訪問介護員が必要な場合は、ご契約者の同意の上で通常利用料の 2 倍の利用料をいただきます。（例えば、体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスや認知症状等による暴力行為などが見られ、2 人で訪問する必要がある場合などです。）
- 注 4. ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、全額をいったん支払って頂くことになります。その場合は、要介護認定を受けた後、自己負担 1 割（一定以上の所得者の場合は 2 割又は 3 割）を除く額は、介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- また、要介護認定は受けていても、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合は同じく償還払いとなります。ただし、ご契約者の特段の事情が
おありの方については支払方法で別途協議させていただきます。
- なお、償還払いの場合、その手続きのため証明書を発行いたします。
- 注 5. 介護保険から給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて自己負担額も変更させていただきます。

<Ⅱ 介護予防訪問介護相当サービス対象者>（事業対象者、要支援 1・2）

事業対象者及び要支援の方は週に何回利用されるかの介護計画で利用料が決定されます。1 月一律の利用料の為、入院等でご利用回数が減っても 1 回利用されると 1 か月分の利用料が発生します。

	利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 か月で週 1 回程度の利用の場合	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
1 か月で週 2 回程度の利用の場合	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
1 か月で週 2 回を超える程度の利用の場合※	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

② 1 か月で週 2 回を超える程度の利用は、要支援 2 の方のみ

(2) 介護保険給付の対象とならないサービスについて

次のサービスについては介護保険の給付の対象となりませんので、サービス利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

① 介護保険給付に関する介護度別の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合

(3) 利用料金のお支払いについて

前記（1）、（2）による料金、費用は 1 か月ごとに計算してご請求いたします。

支払い方法

原則口座引き落としでのお支払いをお願い致します。

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前にご契約者の都合によりサービスの中止、変更若しくは新たなサ

ービスを利用することができます。この場合には、居宅サービス計画の変更を必要とする場合もありますので、サービスの実施日の2日前までに事業所側にお申し出ください。

- ② 利用の変更の申し出について訪問介護員の稼働状況等により、その申し出た日にサービス提供ができないこともあり、その場合は、他の日に変更することについてご契約者と協議いたします。
- ③ ご利用者もしくは家族より、訪問介護員がパワハラ、セクハラ等を受けた場合、利用の中止が発生する場合があります。

6. サービス提供に関する留意点

(1) サービスを担当する訪問介護員

サービス提供時に、担当訪問介護員を決定いたします。ただし担当者の体調その他やむを得ない事情により、臨時的に変更する場合があります。また、担当の訪問介護員は、原則として一定の期間をもって交替することとなります。

(2) 訪問介護員の交替

ご契約者からの交替の申し出によって訪問介護員を交替することもできます。ただし、特定の訪問介護員をご契約者の方からご指名することはできません。

(3) サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外のサービスについては、事業者や、訪問介護員に依頼することはできません。
- ② サービス実施に関する訪問介護員への指示命令はすべて事業者が行います。ただし、そのサービス実施にあたっては、ご契約者の事情や意見等を十分配慮いたします。
- ③ サービス実施にあたり、必要とする備品（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用予定日の前に、ご契約者の体調等の事由でサービス内容の変更をすることができます。その際は担当ケアマネージャーに報告し、居宅サービス計画の変更を必要とする場合もありますので、サービス実施日の2日前までに事業者へお申し出下さい。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料を請求いたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為及び理容、美容に関して専門的技術を要すると判断される行為
- ② ご契約者又はその家族からの物品の授受
- ③ ご契約者のご家族に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者若しくはその家族の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他、ご契約者若しくはその家族等に対して行う迷惑行為

(6) 提供記録の開示について

ご利用者からサービス提供記録の開示を求められた場合には開示に応じます

(7) 記録の保存期間について

記録の保存期間は当該サービスを提供した日から5年間とします

7. 守秘義務

- ① 当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密、個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約終了後も含めて第三者に漏らすことはありません。

8. 緊急時の対応

サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた時は、必要に応じて臨時応急手当を行うと共に、速やかに協力病院だいかく病院 連絡先 097-569-8860 又はご利用者かかりつけ医療機関() 家族又は代理人氏名() TEL () への連絡や119番通報等の必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

- ① ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- ② 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。

10. 苦情の受付

当事業所に関する苦情やご相談については、以下の窓口で受け付けます。

・受付担当

医療法人 秀明会 ハートフルホームあけの高尾 ヘルパーステーション
管理者 宮成 健二 電話 097(576)7890

・受付時間

毎週月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時まで

- ・この他、事業所入口にご意見箱も設置しておりますのでご利用ください。
- ・外部窓口としましては

大分市役所 長寿福祉課 電話 097(534)6111

大分県国民健康保険団体連合会 電話 097(534)8470

大分県社会福祉協議会 電話 097(558)0300

などでも福祉サービスに係る諸々の苦情、相談などの受付けております。

サービスの提供に当たり、本書面並びに付属文書に基づき当事業所が提供するサービスに関する重要事項の説明を行いました。

説明年月日 令和 年 月 日

ハートフルホームあけの高尾 ヘルパーステーション

説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面並びに付属文書に基づいて事業者（訪問介護員）から重要事項の説明を受け、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に同意しました。

同意年月日 令和 年 月 日

ご 利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

ご利用者代理人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)